今後の議事に関する委員・専門委員提出資料

0	北地達明委員提出資料	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		1
0	野村修也委員提出資料	•	•	•	-	•	•	•	•			•		5
0	服部篤子委員提出資料	•	•	•	-	•	•	•	•			•		9
0	牧野光朗委員提出資料	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	3
0	工藤啓専門委員提出資料		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	7
0	栗林知絵子専門委員提出	資	料		•	•	•	•	•	•	•	•	2	1
0	駒崎弘樹専門委員提出資	料		•	•	•	•	•	•	•	•		2	7
0	宮城治男専門委員提出資	料		•								•	3	5

民間企業手法からの参考私案

1 民間公益活動の革新的な取り組みと階層モデル

「社会的インパクト評価の実践による人材育成・組織運営力強化調査(平成29年4月)」により、社会的活動を行う団体の社会的インパクト評価(評価を担う人材の育成と事例の蓄積)の調査が行われた

 \Downarrow

民間公益活動を通じて、休眠預金をどのような分野で国民一般に還元するか。

- ・社会の変化 → 顕在化した wants から needs を取り込む
- ・行政の限界 → 対応困難な課題・先進的取り組み
- ・民間のノウハウ活用 → 機動的かつ柔軟、呼び水効果

 \Downarrow

休眠預金等の活用における基本理念 (2) (法 16-17 条関係) 「複数年度にわたる----<u>革新的な手法</u>の開発を促進するための成果に係る目標----」を 「資金分配団体」 – 「指定活用団体」の仕組みの中で透明化する

これiをのロジック・モデル - インパクト評価の Generally Accepted (一般に公正妥当と 認められた) 方法論と、矛盾することなく評価概念を対応させる必要がある

※ Climate Bond (Green Bond) の仕組みも参考にした

- 2 (参考として)事業会社の評価
- (1) 評価体系
 - ① Asset Approach (Cost Approach)

「簿価純資産 - B/S は次の期への引き継ぎ

□時価純資産 - 解散価値

② Market Approach

□ 比準価額タイプ - 課税の公平性(数値基準)□ 株価指標タイプ - 上場取引(需給の影響)

③ Income Approach

DCF 法 - Free Cash Flow 等、EBITDA 倍率 収益還元法 - Cost 概念を除外(不動産/企業評価で<u>特殊</u>-PSR 等) → 定性情報が発達

- (2) Governance の目的が投資家・株主(分配の受け取り) 巨額の投下資本を要する 19 世紀の工業発展以来の会計体系
 - + 資金調達手法 (ローン ~ 社債)
 - + リスクに晒された Equity にどういう報い方をするか?
 - ← インフレ・技術開発の発展を表現しきれない会計は追加的情報開示
 - ← 一物多価は当然の前提:評価の Needs と第三者の介在
- (3) Risk と Return の組み合わせの発達

個人の資力 + 事業信用力 (支払サイト延長)

- + ローン (△ 債務保証)
- + パートナー・他人資本導入(stage/種類株式)
- + 小口・証券化 (売買可能)・上場
- + 事業譲渡・受
- + 資産分離・流動化
- 無リスク (国債等)、資本コスト

3 (事業会社と比較した) 民間公益活動の評価

(1) 異なる論点

- ① 法人(団体)ごとの評価と異なり、事業活動の評価 ⇔ 但し、効率性の目的のため、分母として見ることがある
- ② 金銭的評価と合致しない評価がある
 ユーザーによるリッカート尺度等
- ③ 会計は利用できるが、基準の原則と異なることがある
 - ・評価の期間 (プロジェクト) ≠ 会計期間
 - ・会計を用いた開示とは異なる制約条件の手法がある(公益法人の財務三基準等)
 - ・所有・資本というガバナンスと異なり連結概念は無い
- ④ ①を前提として、Asset Approach は無い?
- ⑤ ガバナンス関係の無い (利害関係者でない) 評価 (市場の失敗マーケット、クロス・レファレンス、Big Data 等)

(2) 利用できる論点

- ① 一物多価で良い
- ② パートナーシップ (JV・組合) の概念
- ③ リスクとリターンの分類概念はあるが、更に
- ④ 定性情報による情報補完(企業会計も重視化)
- ⑤ 持分の移転・分離・併合等取引行為を前提とした評価はあり得る
- ⑥ 連結は無いが、パートナーシップ・組合等連携活動を分離して評価しなくても良い だろう。
 - 一方関連当事者取引の概念は適用できる

- 4 階層構造について(指定活用団体視点)
 - ··· VC マッチング・ファンドを参考にして
 - (1) 「休眠預金の移管・管理・活用の仕組みのイメージ 休眠預金活用推進議員連盟 HP より」
 - ・資金分配団体は法人種別になっているが、 Σ アウトカム目的 Σ 地域 … 等で実際は錯そうする Θ 企業はセグメント事業目標は統一化

重複する領域は出るだろうし、評価体系も同一でない

- → Income 段階では調停委員会が必要か(資金源泉の違い)
- → Outcome 評価責任は資金分配団体にある (粉飾の早期防止)
- → Capital Call 方式により、活用団体は資金の効率を重視する
- (2) 民間企業 (VC) の経済的利益 ≒ 政策目的フィールド
 - … 特に雇用増・維持(所得納税)
 - ・休眠預金活用は民間公益活動だが、現場の団体での「官民連携」分の 評価はどう考えるか?
 - ・分配団体でのIR・報告は活発に行われると考えるが(事業会社の市場評価)活用団体の評価は Σ Outcome か?
 - → 「広く国民一般に還元」する input と分配団体の監督が重要(単年度成果ではブレが大きい)
 - ※ 法 17 系の「公益に資する活動」①~③と「内閣法令で定める活動」がポイント: 内閣府とは独立した民間団体自律的な「アドヴォカシー活動」「公益政策の推進活動」の考え方は?

野村修也委員 提出資料

休眠預金活用審議会(第6回資料)

2017年11月8日

指定活用団体・資金分配団体のガバナンス・コンプライアンス

中央大学法科大学院教授 野村修也

I 総論

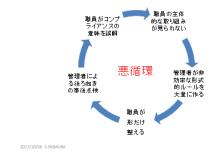
(1) ガバナンスの基本

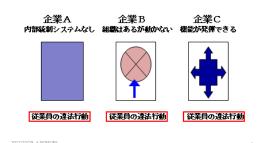
マネジメント・ボードからモニタリング・ボードへ=「執行と監督の分離」

- (参考) ①指名委員会等設置会社:「取締役」と「執行役」を制度的に分離
 - ②指名委員会設置会社と監査等委員会設置会社では、取締役会の法定決議事項を20項目に限定可能
 - ③指名委員会等及び監査等委員会の過半数は社外取締役であることを要求
 - ④社外取締役は「業務執行」をしないことが条件
- (2) 内部統制・コンプライアンスの基本

誤ったコンプライアンスがもたらす悪循環

体制(態勢)整備・機能発揮





Complianceの意義

「社会的要請(法令はその代表であるが、それにとどまらず業界の自主ルールや社内規則あるいは倫理規範などを含む)を遵守できるような体制を構築し、その機能を発揮させることによって、リーガル・リスク(訴訟リスク等)やレビュテーション・リスク(評判リスク)を未然に防止するための不断の努力である」



Internal Control - coso ERM 2004

COSO: Committee of Sponsoring Organizations of Treadwey Commission

▶1992

Internal Control – Integrated Framework

≥ 2004

Enterprise Risk ManagementNew Governance Model



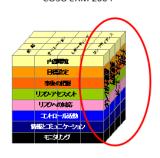
2017/10/28 S.NOMUR

2017/10/28 S.NOMURA

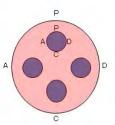
Internal Control & Compliance

- COSO ERM 2004

コーヒーカップ(遊具)とコンプライアンス







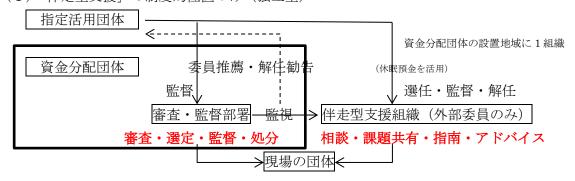
2017/10/28 S.NOMURA

Ⅱ 論点

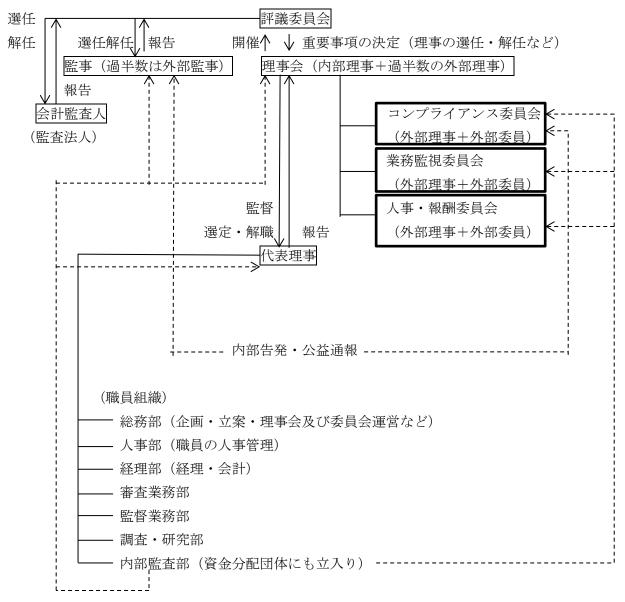
- (1) モニタリングと「伴走型支援」の違い(前者を(モ)後者を(伴)とする)
 - ①現場の団体からの申請への対応
 - (モ) 書面審査+ヒアリング→審査
 - (伴) 書面審査+ヒアリング+指南・アドバイス→審査
 - ②進捗に問題がある場合
 - (モ) 書面審査+ヒアリング→**処分**
 - (伴) 書面審査+ヒアリング+**課題共有+指南・アドバイス→処分***問題点=現場の事業に深くコミットすると処分しにくくなる
- (2)「伴走型支援」の制度的位置づけ
 - ①資金分配団体自体に「伴走型支援」機能を付与するスキーム (一体型)
 - →「執行と監督の分離」の観点から問題はないか
 - ②「伴走型支援」機能の担い手を独立して設けるスキーム(独立型)
 - →組織の複雑化を招かないか
- (3) 内部統制・コンプライアンスのあり方
 - ①無駄な書類づくり (アリバイ作り) に陥らないためには何が必要か
 - →リスク管理を仕事に溶け込ませる (例:職員が現金に触れる機会を無くする等)
 - ②外部の目をどのように働かせるか(外部理事・内部告発制度の有効活用など)

Ⅲ 提案

(1)「伴走型支援」の制度的位置づけ(独立型)



(2) 指定活用団体の内部組織



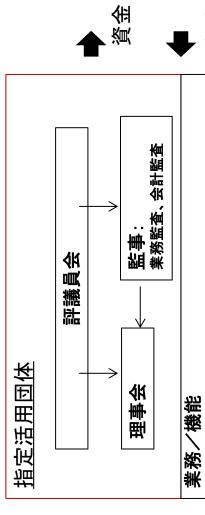
【各委員会の役割】

コンプライアンス委員会(月1回程度開催。外部理事・外部専門家(若干名)・監事が集まってコンプライアンスに関するモニタリング。外部理事が理事会で審議内容を報告)

業務監視委員会(月 1 回程度開催。外部理事と外部専門家(若干名)が集まって業務の 執行状況についてモニタリング。定期的に業績評価報告書を取りまとめる)

人事・報酬委員会(半年に1回程度開催。外部理事と外部専門家(若干名)が集まって 理事の人事と報酬についてチェックする)

指定活用団体のイメージ図



資金分配団体

「社会課題解決に向けて資金分配団体と公益活 動団体が共創する」

業務/機能

- 民間公益活動を行う団体選出
- 作走

報告

研究(資金分配団体報告書等から地域ニーズ、新たな手法等の分析)、

政策提言、情報発信、情報共有の場づくり

外部資金とのマッチング(地域金融機関、企業)

外部委員会

- ・コンプライアンス
- 評価委員会/指定活用団体及び、休眠預金活用全般への評価

資金分配団体の選定

革新的手法の導入

- A) 革新の「多様性」を尊重する
- ソーシャル・イノベーションの種類 を考慮した公益活動団体の組み 合わせ
- 協調型および先駆的アイデアの普及への支援が活用団体の構成の一部を成す(a例)
- B) 多様な革新に伴う試行錯誤と、その価値を可視化するような評価アプローチを奨励する
- 革新志向の事業主体の長期的、 継続的支援のために、適正規模、 適切な種類の評価体系を構想する
- 「学び・改善」、「共有・普及」、「アウトカム」の柱から成る社会的(環境的)インパクト評価を基本とした事業評価を構想する

(Aa例) 革新的手法への活用(4割)、 地域に見合った事業への活用(6割)

- 協調型事業(出口を考慮した協働型)
 - ② 市民活動のネットワーク型事業
- ③ 成功モデルの他地域展開事業(スケールアウト)
 - ④ アイデアや新たな手法への投資
- ⑤ 技術による社会課題解決を目指した事業

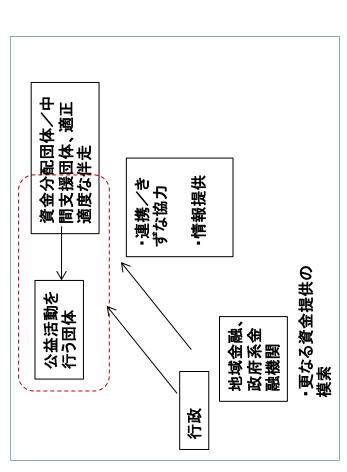
革新的手法 (Aa例イメージ図)

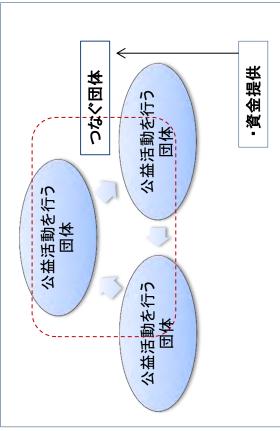
①協調型事業

評価による「学び」を事業者を通じて様々な地域社会を担う主体と共有する。出口を考慮する 仕組み

②市民活動のネットワーク型事業

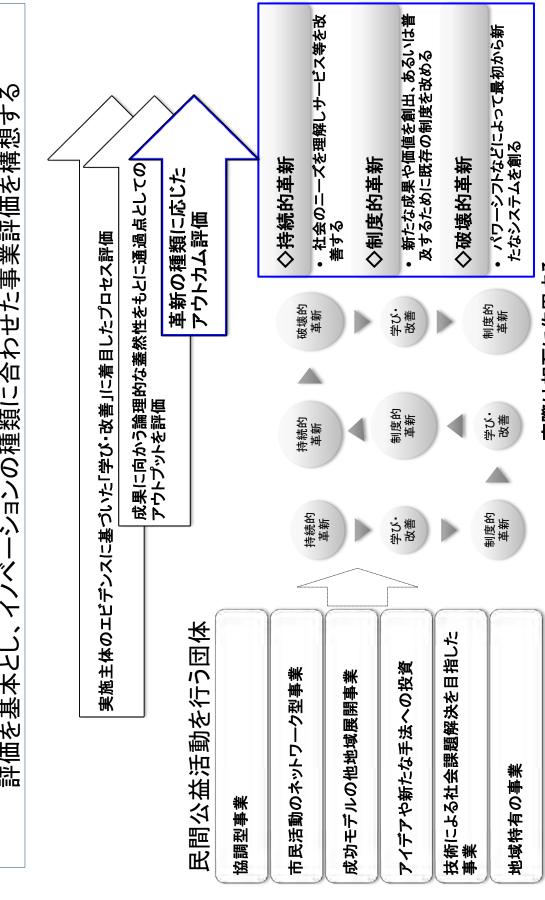
異なる市民活動団体の同目的をもったネット ワーク 例)こどもに遊び・体験を提供する団体×子どもたちに食事を提供する団体が地域による子育てを展開





B) 資金の活用の成果に係る評価のあり方

「学び・改善」、「共有・普及」、「アウトカム」の柱から成る社会的(環境的)インパクト評でである。 評価を基本とし、イノベーションの種類に合わせた事業評価を構想する



休眠預金を活用した新プラットフォームの構築について(意見)

平成 29 年 11 月 8 日 休眠預金等活用審議会委員 飯田市長 牧野 光朗

第6回休眠預金等活用審議会にあたり、下記の通り意見を述べさせていただきます。

1. 「革新的な活動事業」に求められる休眠預金「活用の出口」

休眠預金の活用対象は「行政が対応することが困難な社会の諸課題の解決を図ることを目的として民間の団体が行う公益に資する活動」(以下「活動事業」)とされており、民間公益活動の自立した担い手の育成に資するよう活用されるべきである。また休眠預金は、多様な意見を適切に反映して様々な活動事業に幅広く活用されることが期待されている一方で、預金者の預金等が原資であるため、そのボリュームは限られており、透明性を確保しつつ、「革新的な活動事業」に効率的・効果的に活用されることが求められると思料される。

「<u>革新的な活動事業」は先導的であり、「呼び水効果」を有するもの</u>と捉えており、休眠預金の活用は先導的で「呼び水効果」を発揮する期間に限定すべき、と考える。但し、実際の活用においては、こうした「革新的な活動事業」の中身とその先導期間を事前に厳密に評価することは難しいと捉えている。従って、前述の通り幅広い活用への期待もあることから、「活用の入口」においてはある程度の許容範囲が認められるとしても、成果目標とその達成に効果的な手法が明確に示される必要があり、活用期間中に適切に行われる事業評価においては「活用の出口」をしっかり見出さなければならない。

2. 「活用の出口」を見出す事業評価

「活用の入口」においては、<u>事業の内容によって「貸付」にするか「助成」にするか、「貸付」の</u> 場合有利子にするか無利子にするか、決める必要がある。返済原資が生じる事業かどうか判断が難 しい場合は当面「貸付」にしておいて事業評価により一部返済免除もあり得ると捉えている。

資金分配団体は、少なくとも<u>年に1度は「活動事業」の評価を行う</u>べきである。その際に最も考慮すべきは<u>「革新的な活動事業が継続されているか否か」</u>である。当該団体が当該「革新的な活動事業」を続けられなくなった場合、結果的に活動事業の革新性が乏しかった場合、あるいは革新性を明確に見出せなかった場合、逆に「呼び水効果」が遺憾なく発揮され先導的役割を終えたと認め

られる場合等々、「活用の出口」を見出す事業評価を行う必要がある。3年程度経過しても尚「革新的な活動事業が継続されている」と資金分配団体が評価する案件は、かなりのレアケースと捉えており、当該事業は指定活用団体が再評価すべきものと考える。

3. SIB の対象になり得る「革新的な活動事業」

こうした事業評価を行う中で、広く社会に浸透させるべき「革新的な活動事業」が出てくる可能性がある。当該事業は資金分配団体(事業の対象範囲が資金分配団体の受け持つエリアを越える場合は指定活用団体)、金融機関、専門の支援・評価法人が協働することで SIB の対象になり得るのではないか。限られた原資の休眠預金の活用のみでは当該事業の資金需要を賄えない場合、SIB を活用するメリットがある一方、少なくとも金融機関の SIB 引き受け分は期日に一括返済する必要があるので、こうした事業は当該返済原資が確保できるものに限定されると思料される(例えば、事業成果が結果的に目標を下回り、行政の支払う成功報酬も減少するケースを想定した対応等を考慮する必要がある)。

尚、別紙 1、別紙 2 は上記の考え方をまとめ、具体的な議論を深める試みとして、当市において NPO 法人向け貸付を行っている一般社団法人ムトス飯田市民ファンドが、仮に休眠預金活用の資金 分配団体になった場合、どのようなスキームが描けるか示したものである。

以上

休眠預金を活用した新プラットフォームの構築 民間公益活動を行う団体・法人等を支援する

別紙1

◎休眠預金活用に当たっての基本理念 ◎『活用の出口』を見出す事業評価 行政が対応することが困難な社会の諸課題の解決を図ることを目的として民間の団体が行う公益に資する活動に活用

●民間公益活動の自立した担い手の育成に資するよう活用

【預金者の預金等が原資】

休眠預金活用に当たっての基本理念

- ●多様な意見の適切な反映(入口におけるある程度の許容範囲)
 - ●活用の透明性の確保 (出口における適切な事業評価)

民間団体の創意工夫の発揮]

- ●革新的手法の開発の促進(先導性・呼び水効果)
- ●成果目標に着目した効果的な手法の選択

休眠預金は限られた財源なので、事業評価により「活用の出口」 を見出す必要がある。

パイントは「革新的な活動事業が継続されているか否か」

(例)当該団体が「革新的な活動事業」を続けられなくなった場合 → 助成の場合はその時点で打ち切り、貸付の場合は事業の内 容によって全額返済を求めるか(一部)返済免除をするかを判断

『活用の出口』を見出す事業評価

- (例)当該団体の「革新的な活動事業」の「呼び水効果」が遺憾な く発揮され先導的役割を終えたと認められる場合
- ⇒ 助成の場合はそのまま終了、貸付の場合は原則全部返済を 免除をして終了

ムトス飯田市民ファンドの仕組み (従来の貸付事業)

市民・企業 N P O 等

寄付 飯田市

交付金

ムトス飯田 推進委員会

基金拠出

ムトス観田市民ファンド(一般社団法人)

独自の貸付事業

【審査・評価機関】貸付審査委員会 (助成金の審査・評価も兼ねる)

【事務局】 飯田市役所 常勤兼務職員2名

| | | | | |

宣介

アドバイス フォロー

民間公益活動を行う団体

NPO法人(主たる事務所は飯田市)

※ムトス飯田助成事業では、特に事業や活動の立上げ支援を 重視しているため、3年又は3回までを助成限度としている。

休眠預金

法律に基づき交付

指定活用団体

即成 ムトス飯田市民ファンド 資金分配回体

(助成金の審査・評価も兼ねる) 貸付審査委員会 審查·評価機関

16

[助成の場合]

常勤專任職員2~4名增

事務局(飯田市役所)

数の範囲内で利益が出た場合 は助成打ち切り

600万円の

人件費増

伴走型支援

300万円~

・大きく利益が出た場合は返還 もあり得る

貸付の場合】

基本的には期限内に全額返済 ・実績報告に基づく評価結果により、一部返済免験 **づき助成又は貸付審査結果や貸付審査方針に基**

凯 部

信用保証 はいば

事業を実施するNPO等

のケース

SIBの対象となる「革新的な活動事業」

休眠預金

法律に基づき交付

指定活用団体

助成

活用成 果報告

助成事業

貸付事業

活用成 果報告

資金分配団体

金融機関

ムトス飯田市 民ファンド

CO_DITION (STAY)

·吕引受(資金)

ら1日発行

評価裝告

CO. DAY

事業を実施するNPO等

支援·評価法人 事業のコーディネー

実施支援、

米配

の評価

信用保

返済(貸付の場合)

成功裁酬

自治体等

※事業の対象範囲が資金分配団体の受け持つエリアを越える場合は、指定 活用団体においてSIBを引き受けるスキームが必要。



第七回休眠預金等活用審議会 「革新的手法」事例提案





受益者負担ができない対象者に門戸を開く



これまでリーチできなかった「ひと」や「もの」に 対しての<u>サービス有効性を検証</u>する



サービス有効性の実証を基にして ファンドレイズ/政策化を推進する



【成果】

2014年10月-2017年10月

参加者:56名

就職者:52名(小売業22名)

参加者属性

・ツールが外国の若者

・シングルペアレント家庭

· 児童養護施設入居者

・世帯年収350万円以下の家庭

→ 保護者が年金生活

→ 自営業で苦しい

→ 本人が単身世帯者

※就業継続率95%(過去3年) 離職3名の理由

→ 病気の再発

→ 転職活動中(2名)

サービスを活用できなかった 個人(家族)に対するサポートを実現 西友店舗でのインターンで「働く自信」がつく

SEIYUパック

ジョブトレに通所しながらトレーニングを行う2カ月を経て、 西友店舗で実際に「働く」を経験するインターンを体験。 それぞれの就職までをていねいにサポートします。 販売の最前線で働くからこそ、「自信」がつきます。

西友・ウォルマートより助成金をご提供いただき、 プログラム費用・交通費を無料にすることができました。









できるだけ早く就労したいつ!!

プログラム期間は3ヶ月半

期間内の就労をめざします。状況に応じて方針 設定を行います。事前の面談でご相談ください。

就職できたあとも続けられるか不安…

就職後も徹底フォロー

卒業後もジョブトレに来て 相談したり、イベントに参加することができます。 保護者を含めた相談も可能です。

プログラム利用費が払えない…

条件が合えば無料で利用できます

通常のジョブトレの月額受講料は税別6万円です。 しかし、「SEIYUパック」の条件に合えば、 プログラムを無料でご提供するほか、 通所やインターンのための交通費も 補償いたします。

【マプログラム参加条件

- ▼15歳から29歳の方
- ▼ 就労状態になく、
 また就学もされていない方
- ✓プログラム受講の一環で、
 西友店舗での職場体験に参加できる方
- ☑世帯所得350万円以下の方

条件に当てはまらない場合でも、 まずはご相談ください。 他のパッケージを ご利用いただける場合もあります。



ショウトプ presents

SEIYUパック

Program

お問い合わせ・登録





説明→体験→面談→登録

今までの状況をお聞かせいただくと共に、概要・料金の説明などを行います 2日間、ほかのメンバーと一緒にプログラムを体験します 保護者の方も交えた面談を通して今後の方針を決めたら登録手続きをします

1~2カ月目 プログラムスタート

生活改善+座学+しごと体験

ジョブトレ通所によるトレーニング期間。 協力・協賛企業での仕事体験が行えるほか、適性に応じて健全な キャリア形成が可能な就職機会に進めるよう進路相談を提供します









西友でのインターンシップ 3カ月目

5日間程度、西友店舗で、商品の仕分け、品出し業務などを体験します。 ※作業内容は店舗により異なります

就労!! 就労に向けて

進路相談+就職サポート

マンツーマンのキャリア面談のほか、面接・履歴書対策など 多方面から就労サポートを行います。



アフターサポート

ウィークタイズ・プログラム

卒業後もジョブトレにつながり続けることで「働き続ける」お手伝いをします。 キャリアアップの相談のほか、各種イベントや保護者の方も含めた相談を行えます。

プログラムへのご参加は育て上げネットまでお問い合わせください。 プログラム参加の事前面談を行い、検討させていただきます。 その際にジョブトレの見学も可能です。



認定特定非営利活動法人

27-605

〒190-0011 東京都立川市高松町2-9-22 生活館ビル3F http://www.sodateage.net jt q@sodateage.net











①革新的手法に関しての提案資料

課題解決のプロセス(NPO法人豊島子どもWAKUWAKUネットワーク)

個人の課題発見

- 息子がアレルギー
- 豊島区は公園や自然が





遊びに来ていた中学 に自宅を開放して無料学習塾をスタート。 三年生のT君のため 当時プレーパークへ

無料塾(2011年)



T君を支援するため 募り100人ほどのサ ポーターが集まる。 の1000円カンパを

WAKUWAKUホーム(2017年)

く子どものつぶやきをキャッチして、

地域で見守り育てる

く共有する価値観>

地域の子どもを

おせっかいになるプロセス>

①子どもと大人が出会う。つながる。



あずかってほしいと まったとき、緊急に き宿泊機能を持つ 拠点 親子関係に煮詰

ホームスタート(2016年) 家庭訪問型子育て支援



オークスタート

居場所を創出し、待つ支援だけでなく、支援を届けたい。

妊娠、出産時から関わりたい。

ピアサポート等

問題を何とかしたいと で見えてきた孤食の T君を支援する過程

子ども食堂(2013年)

地域の子どもと直接関わる環境ができる。 おせっかえるが増える。地域のおとなが

無料学習支援、夜の児

<プロセスの先(アウトカム)>



ネットワーク設立 (2012年)



4)異変に気が付く、気が付いたときに

※このプロセスの繰り返し。

ほっとかない。

③窮地に立ったとき、相談できる。

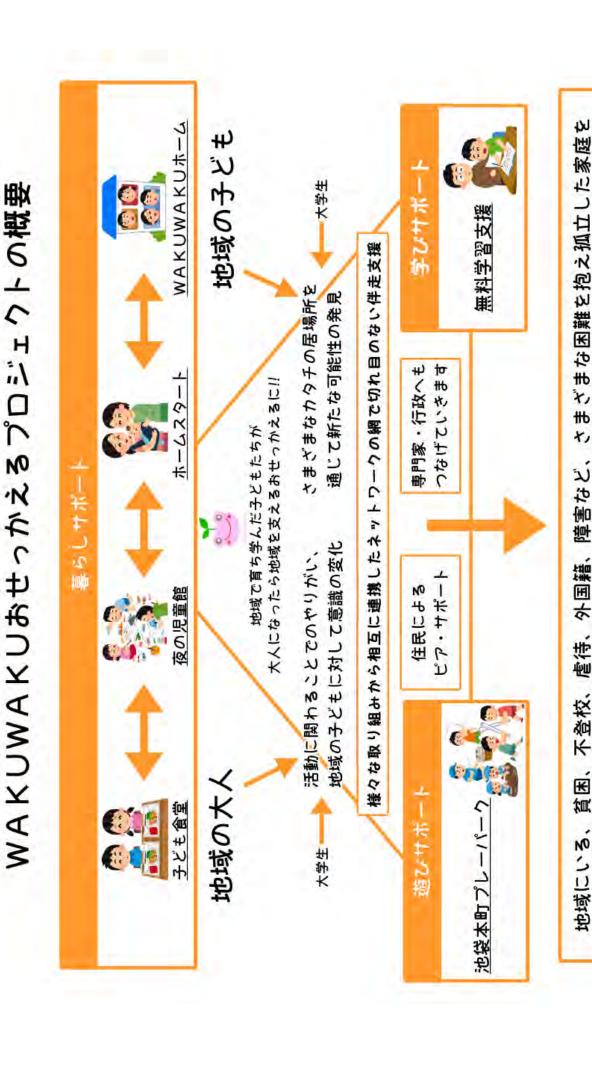
②知っている関係になる。

豊島子ども

思うように。

地域資源掘り起こしが進む

22



地域でのヤポート体制

環境に左右されることなく、自分らしい人生を歩めるように、

子育てがひと段落したお母さん・お父さん WAKUWAKUおせっかえるプロジェクト ホームスタートからはじまる切れめのない支援の図 ホームスター WAKUWAKUホー 無料学習支援 子ども食堂 プレーパーク 大学生 高校生 胎児 社会人 支援を受けた大人や子どもたちが、 おせつかえる(ボランティア)と

てる」価値観の共有のプロセス(子ども食堂の場合) 「地域の子どもを地域で見守り育・

①個人の気づき・活動

②関係者のネット

解決できない課題 が生じた時の対応 3関係者だけでは

4全国ツアー・実 行委員会

⑤全国ツアー・推 進委員会

⑥都道府県レベル、 市町村フベルの地 域の関係者会議

び、今自分の地域 にない地域資源開 発を行っていく

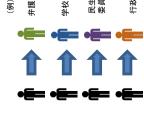
り他の地域から学

地域で見守り育てる **地域の子どもは**

同じ取り組みを行う人



異質な専門家との 関係性を構築



家へ適宜相談して 各団体がそれぞ れの課題を専門 門家同士はつな いる。ただし、専 がっていない。





NPORA ・ 製脂子ども WAKUWAKUネットワーク

聞き、おせっかいになる

プロセスの入り口

子どものつぶやき、

応ケースの分類. 問題の集積、対 気しず 予防

> **も域の中で孤立** した子供や家族

気しず

が存在する



こども食堂ネット

こども食堂

テーマごとの専

門家に相談



課題

自分たちだけで は解決できない

かれていてしな

がりがない

テーマゴとに分



活動

コーク

ホルダーとの結 びつきが弱い **地域のステーク**

となる人材と戦略策定 弁護士 驴校



ははいること

気しず

気しず

お其の中 たこど も食堂が知られ ていない

的な連携が大事 専門家との日常

活動

国ツアーを運営 亍政、社協を巻き 込み実行委員会・



課題

戦略性がない

誰をメンバー とするか 地域差がある

同様の取り組みを 全国で展開

異質な専門家同士が

も 対 サットワークの ハブ

活動を共有する場

新たな気づきを得て地域 に欠けている活動を発見



プレン パープ











地域に遍在する専門

家同士が日常的に

育・まちづくり等多

こども・福祉・教

分野のナショナル

トワークを形成す センターとのネッ

情報交換し、問題を 発見したら協働する 基盤を作る。(宮崎、

広島、高知など)

を学ぶことを通じ現 場の担い手が成長 全国の活動や事例

気しず

気しず

気しず

踏み出し活動の主体に 課題の当事者が一歩

開催するたびに、先行 事例が集まってくる

活動

活動

活動

地域の各現場

都道府県、市町村ご とに推進会議を開催。

福祉・教育・まちづ 推進会議:こども・

くり等多分野の専

門家の相互理解

を深める活動

課題

地域資源開発や 当事者の活躍を どう支えるか

会議を開催するため

ミュニティ財団などと

の連携

の財源の確保。コ

指定活用回体のミッション・役割について

認定NPO法人フローレンス 代表理事 駒崎弘樹

指定活用回体のスキームイメージ

イールジャパンで参加 事:税理士、公認会計士、 評議員:様々なセクターから 一般社団法人及び一般財団法 設置することが望ましいもの 人に関する法律に規定されて いるもの 法律に規定されていないが、 事:理事長、理事 弁護士など (休眠預金活用推進議員連盟HPより作成) 書 帽 コンプライアンス施策の検討・実施状況の監視 監査室 コンプライアンス委員会 コンプライアンス室 会計監査人 配事 評議員会 選任·解任 (内閣総理大臣が指定する一般財団法人) 配香 報告 【指定活用団体の事務局体制のイメージ】 指定活用団体 代表理事 理事会 選任·解任 事業審査·評価委員会 事業計画・資金分配団体の審査 業務執行 実施した事業の評価 / 助成・貸付 / 資金分配団体の監督 / 事業報告とりまとめ など については、公務に従事する ※刑法その他の罰則の適用 職員とみなされる(法25条) 資金分配団体の選定 事業計画の策定 諮問·答申 28



に対し、最悪の広げていくしね 最善(ニシション 我が国を蝕め解決形を見ら りを創

資金提供

①助成:成果志向に立脚したプログラム型助成

・複数年度ベース

・成果連動型など

②投融資:民間資金の呼び水効果を意識した投融資プログラム

. SIE

任利子・無利子融資

・超長期融資による擬似出資

・準株式など

③その他:案件形成への資金提供

案件発掘、調査、フィージビリティスタディやモデル事業へ の機動的な資金提供

経営支援

- ①資金分配団体の強化・育成
- 案件を自ら発掘し、現場団体の能力形成の道筋を作るプロデ ユーサー型人材の輩出・育成
 - ユーン一筆へ約の単山・自成の資金分配団体の経営力向上支援等

②エコシステム創出

個別の資金分配団体、現場団体の支援にとどまらず、相互に 支援・協力・ノウハウを自律的に共有し合うコミュニティブ (アワードの実施・メンターマッチング・業界形成)

評価

- ①手法開発
- 簡便で適切な評価手法の開 資金分配団体や現場団体が使う、 発
- 2)実践
- 資金分配団体のパフォーマンスを評価・測定
- 3環境づくり
- 評価ツールを使える人材を育成するとともに、高評価プロジェクトをアワードし、費用対効果の高いソリューションを社 エクトをアワードし、 弘に箔介していく

認
ä
4
Ų
世
新性
本の革新性
Ö
1
現場
H)
44
7.4
山
配回4
分配回
金分配回位
資金分配回位
₹・資金分配回位
l体・資金分配回位
1回体・資金分配回4
細
細

掘	定活用	指定活用団体・資金分配団体・琲	現場団体の革新性とその役割	公割		
	種別	指定活用団体	資金分配団体			現場団体
	助成	■ "成果志向に立脚した助成"を前提とする資金 提供	■ 成果志向に立脚した助成の実施	トーケの	社会か 視化さ (受益者と)	社会から認知されていない・可 視化されていない課題への対応 (受益者と課題解決の担い手が極
資金型	投融資	■ 民間資金の呼び水効果を意識した投融資プログラムへの資金提供	■ 民間資金の呼び水となるスキームの開発と実行(SIB、準株式、チャリティボンド等)	神権和	端に少ない	端に少ないケースへの対応、等)
採	か 8 6	■ 案件形成への資金提供 (案件発掘・調査・フィージビリティスタディ・モデル 的試行)	■ ガバナンスやリスクコントロールに必要な 事項を組み込んだ資金提供の実施 (例: 役員派遣、事前承認事項、事後報告事項 、information rightsなどを契約した上で資	の神港哲	デッペトル・ ■ 新たな・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	新たな発想に基づく課題解決モデル・運営手法の開発
	教 百 里	■ 資金分配団体の強化・育成 (プロデューサー型人材の輩出・育成支援、資金 ハギコロルの経営もの「土地体)	・ 全種経営支援の実施・ インパクト成長戦略の策定、成果指標・手はや整理(コジュカエデュー会+ン、な当的	× ×	メケー スケー スケー ルルップ アップ プレップ	試行されたビジネス モデルに基づく事業 拡大
統宣大部		カ部当1年の曜日ノ1月上ス抜寺/	なの発生(ロンツノモナル Bの)、柱 呂 旨理・組織運営体制作り、コレクティブインパクト創出に向けた経営資源の提供・連携促進、アドボカシー支援)	型型	よ スケー トケル ト ト ト ト	■ 試行されたビジネス モデルに基づく他地 域・他組織展開
Ř	エコシステム創出	■ 自律的に相互に学び合い・協力し合うコミュニティの創出 アクードの実施・メンターマッチング・業界形成)			・シャに関する ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	■ 政府施策としての制度化に向けた提案
	半 開送 発	■ 社会的インパクト評価の手法の一般化・モデル化	社会的インパクト評価の導入など、成果志向に立脚した資金支援の実施	, WIK		T利用など、従来にはない技術
評	実践	■ 資金分配団体への評価	■ 現場団体への社会的インパクト評価の推進・知見提供・ノウハウ共有		的单新	的革新を伴う課題解決の実践
	環境づくり	■ 評価人村の輩出・育成■ アワードの実施	■ ベストプラクティスの共有・模倣・水平展開	季 和		

指定活用団体の指定基準・手続きに際し考慮すべき点(提案)

NPO 法人 ETIC. 宫城治男

1. 前提の確認

(1) 民間公益活動やソーシャルイノベーションに関する十分な知見の担保

- 中間的整理において、指定活用団体は単に資金管理を行うだけの存在とするのではなく、 社会の諸課題を解決するための専門性を有する組織とすべき、との見解が示されている。
 - ▶ 指定活用団体が、民間公益活動の発展および社会課題解決の促進に向けたインフラとして機能するためには、当該分野に関する高い専門性を持つ人材を配置することが必須である。
 - ▶ 指定活用団体においては、特に我が国の現場団体および資金分配団体の現状や、ソーシャルインパクト評価を基本とする適切な評価のあり方に関する知見、科学技術・学術分野の動向などについて、十分な知的・人的リソースを擁するよう求めるべき。

(2) 新設であることを前提とした採択基準の設定

- ・ 中間的整理においても、指定活用団体は柔軟性がある新組織を前提とすることが望ましい とされている。
 - ▶ 指定活用団体は国民に対する説明責任を発揮し、適切なガバナンス体制が構築されている必要がある。よって外形的な基準に照らした透明性の担保は必須である。
 - ▶ 一方でしがらみのない運営、民間の柔軟性を活かした運営の実現という本来の趣旨を 体現する必要もある。
 - ▶ 従って、指定活用団体に対しては、透明性やガバナンス面での体制整備は求めながら も、事業実績や組織基盤の面で過剰な実績を要求をすることの無いよう配慮すべき。

(3) 「人材育成・調査研究・研修機能」を具体化する能力の担保

- 中間的整理においては、「人材育成・調査研究・研修機能の必要性」がうたわれている。
 - ▶ 我が国においては、民間公益活動全体は未だ発展の途上にあり、支援能力を有する組織・機構・人材は乏しい。
 - ➤ 社会的課題解決に向けたインパクトある案件・革新的な案件が現場から提案されるためには、他の範となる複数の先行的な案件が組成され、モデルとして社会に提示される必要がある。
 - ➤ 従って、現行で提案されているスキームを基本としながらも、指定活用団体が 自ら助成・投資・融資を実施する案件を発掘・形成し、モデル的な案件形成を積極的 に行うこと、その際に必要な情報ネットワーク、案件形成能力、伴走支援能力を有す る布陣を指定活用団体とその周辺に育成することを期待すべき。

2. 採択基準に関し重視すべき点(提案)

以上の3点を踏まえた上で、指定活用団体の採択においては以下の採択基準を重視することを 提案したい。

(1) 休眠預金活用推進に関する基礎的理解

✓ 立法過程・審議会での議論の過程で積み重ねてきた、本事業の基本的な考え方や趣旨を 十分に汲んだ組織であること

(2) 指定活用団体の持つべき機能に対する理解

✓ 資金供給機能を果たすことは当然のことながら、案件発掘・案件形成・伴走支援・社会 的インパクト評価などの指定活用団体の果たすべき役割について、十分な理解を有して いること

(3) 資金分配団体との連携やキャパシティビルディングに必要な知見やノウハウ、ネットワーク

- ✓ 資金分配団体に関する十分な知見・ノウハウ、ネットワークを有していること。
- ✓ 資金分配団体の公募・採択・育成の全ての過程において、ソーシャルセクター内外のステークホルダーと連携し、必要な情報発信やキャパシティビルディングを実施できる力量を有していること

(4) 案件組成・案件発掘能力

✓ モデル的・先行的事例を創出し、休眠預金活用に際しての考え方を体現できるモデル的 事業を形成・提案できる能力を有していること

(5) 事業実施に必要な組織的基盤

✓ 上記を実施するに必要な組織的基盤(知的・人的リソース、ガバナンス体制等)を有していること